

玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景

—付、玖潭神社関係史料の翻刻—

錦織稔之

- 一 はじめに
 - 二 玖潭神社の概要と先行研究
 - 三 玖潭神社関係史料について
 - 四 出雲大社の古材拝受について
 - 五 出雲大社の「門神」としての久多美神
 - 六 おわりに
- 史料翻刻（文書九点・棟札十一點）

一 はじめに

平成二十九年の今年、概ね終盤を迎えたとはいえ、依然出雲大社は「平成の大遷宮」の真っ直中である。平成二十年に始まり、クライマックスの本殿遷座祭は既に平成二十五年に成就した。その後、摂社・末社の修復も概ね成り、平成二十八年四月からは第二期事業に差し掛かっている。

ここに二枚の古写真がある。これは前回「昭和の大遷宮」に際し、大小二基の神輿を玖潭神社が出雲大社から拝受した時の情景を写したものである。その日付は昭和二十八年七月十五日。出雲大社の本殿遷座祭が同年五月十日だから、その二か月後のことになる。この日、神輿は出雲大社から徒歩で担がれ、延々二十キロ離れた



出雲大社の楼門から出発する大神輿



神輿の到着を歓迎する久多美の人たち

写真提供／玖潭神社

出雲市久多見町の玖潭神社に到達した。その後、この二基の神輿は、大きい方が同社境内社の天満宮内殿に、小さい方は同じく金刀比羅神社内殿に充てられ、第二の活路を得て現在に至っている。

出雲大社から古材を拝受するという、この格別なる高配は、実はこの時が初めてではない。その前の「明治の大遷宮」でもそうであり、さらには江戸時代にまでさかのぼる慣例だった。どうして玖潭神社に対し、このような特別な計らいがなされ続けてきたのか。また、このことはいつまでさかのぼり、その慣例が成立した背景

とは何だったのか。

その疑問を解く一つの手掛かりとして、出雲大社の「門神社」の存在が考えられる。本殿を中心とする聖なる神域を囲む瑞垣の内側、八足門から入った東西両側に、その門神社は鎮座する。東の門神社の祭神は宇治神、そして西のそれは久多美神である。これら両神は門衛の守護神に位置付けられている。つまり、出雲大社に対して久多美神が果たすこの重要な役割に鑑みて、かくも格別なる高配を受けているのではないか、とそう考えることができるかもしれない。それならば、そもそもなぜ門神社の祭神が久多美神なのかという点を突き詰めなければ十分とは言えない。

以上の課題を本稿で取り組むことになるが、予め仮説を述べるとすれば、筆者は玖潭神社が出雲大社の古材を拝受するようになった時期、および出雲大社の門神社に久多美神と宇治神が共に祀られるようになった時期を、いずれも江戸時代前期の十七世紀後半と推測する。それにはいくつかの要因が重なりと見ているが、その一つに『出雲国風土記』の受容があったのではないかと考える。

次章以降でその根拠となる史料を提示するとともに、考察を加えていきたい。

二 玖潭神社の概要と先行研究

(1) 玖潭神社とその氏子域について

玖潭神社は現在、出雲市久多見町三〇一番地に鎮座する。この久多見町域が同社の氏子域であり、その町域は江戸時代の楯縫郡久多見村が母体となっている。さらにはさかのばれば、中世は久多見保、古代においては楯縫郡玖潭郷に含まれると見なされている⁽¹⁾。さて、その江戸時代以来の楯縫郡久多見村は、明治二十二年(一八八九)に東福村・東郷村・野石谷村と合併し、楯縫郡久多美村となる。ここでの新村名は、同じ「クタミ」と発音はするものの、文字表記は「ミ」に「美」の字を用いる。これは、天平五年(七三三)成立の『出雲国風土記』(以下『風土記』と略記)に載る「久多美乃山」「久多美社」に因んだ命名である。よって元の久多見村は新

村内の大字の一つに収まる。明治二十九年(一八九六)には楯縫・神門・出雲の三郡が合併して簸川郡が成立し、簸川郡久多美村大字久多見となる。そして昭和二十六年には、いわゆる「昭和の大合併」により簸川郡平田町大字久多美字久多見となり、次いで同三十年の市制施行を経て平田市久多見町となる。これにより「久多美」は地区の呼称としてのみ存続することになった。そして「平成の大合併」の流れの中、平成十七年からは出雲市久多見町となっている。

先述した天平五年(七三三)成立の『風土記』には、楯縫郡内に「久多美社」が三社記されている。うち一社は「在神祇官社」で、神祇官の官社帳簿に登載・管理されている神社。残る二社は「不在神祇官社」で、同帳簿に登載されていない神社である。この「在神祇官社」の一社が、およそ二〇〇年後の延長五年(九二七)に成立した『延喜式』の神名帳(以下『延喜式』と略記)に所載の「楯縫郡九座」の筆頭「玖潭神社」につながると思われる。その後の中世史料で同社の存在を確認できるのは、文永八年(一二七二)の「杵築大社三月会相撲・舞頭役結番帳」の中に、「七番」「玖潭社十五丁^(久潭四郎)」としてわずかに社名が見える⁽²⁾。

現在の玖潭神社は、『風土記』所載の「在神祇官社」の「久多美社」、『延喜式』所載の「玖潭神社」に比定され、古代以来の信仰を引き継ぐ神社として崇敬されている。祭神は次の通りである⁽³⁾。

〔主祭神〕大穴牟遲大神

〔配祀神／合殿久多美社〕正哉吾勝勝速日天忍穗耳命・天穗日命・天津彦根命・

活津彦根命・熊野櫛樟日命

〔配祀神／合殿貴女社〕多紀理比賣命・市寸島比賣命・田寸津比賣命

〔配祀神／合殿霹靂社〕闇於加美命

〔境内社／八坂神社〕素盞鳴尊

〔境内社／天満宮〕菅原道真公

〔境内社／金刀比羅神社〕大物主命

〔境内社／若宮神社〕 味耜高彥根命あじすきたかひこね

なお、合殿の久多美社に祀られる五神を「五社明神」とも呼んでいる。

(2) 出雲大社の古材拝受に関わる先行研究

玖潭神社についての研究、とりわけ本稿がテーマとする出雲大社の古材拝受についても扱った先行研究は、まずは昭和四年、久多美村尋常高等小学校刊行の『久多美村誌』（以下『旧村誌』と略記）が嚆矢と言える。同書に記された該当箇所は次の通りである（一三三頁）。（※読点の遺漏部分に「、」を、また誤字には右傍に（ ）を付し、その中に正字を入れた。）

現存せる記録によれば、寛文年間、大社御造営の節、古材木を賜はり、（寛文八年三月七日（二百六十年前）延宝年間御修繕の節、素我神社の古御内殿を下し給ふ）延享元年（百八十四年前）（文化六年（百十九年前）再び素我神社の御内殿を賜はりしもの即ち現今の当社御内殿なり。壮麗精巧を極むる御内殿、地方に比なきは之が為めなり。（素我神社の御内殿は大社の古内殿を用ひさせらると云ふ）明治十四年御修繕の時、古御輿を下し給ふ。現今の八坂神社の御内殿は之れなり。本殿の床下まで御内殿の現れ出づるが如き廣大なるものなり。

概ねこれで古材拝受の流れはわかる。しかし、ここに記す「現存せる記録」についての出典は明記されておらず、それが一次史料であるのか、後世の史料であるのかは不明である。また、同社が所蔵する棟札についても『旧村誌』には五点ほど採り上げられているが、あくまで所蔵品を列記したという程度の扱いで、古材拝受との関係には一切触れられていない。

昭和二十九年に平田町久多美支所が刊行した『久多美村誌』（以下『新村誌』と

略記）では、先の「現存せる記録」として参照したと思われる史料が五点と、直近の昭和二十八年に再び出雲大社から神輿を拝受した際の史料が二点、合わせて七点の史料が翻刻掲載されている（七五〜七六頁）。これにより拝受の具体的経緯が明らかになった。しかし、翻刻された史料には翻刻文の作成に不十分な点が見受けられ、また明らかに誤植と思われる文言も少なくない。そして何より、それら翻刻史料が原本によるのか、写しによるのかの記述がなく、さらに所蔵者についても一切記載がない。

昭和五十六年に島根県神社庁が刊行した『神國島根』でも、先の七点の史料のうち三点が再掲され、古材拝受の流れは触れられている。ただし、『新村誌』を超える内容は盛り込まれていない。

昭和五十八年に式内社研究会が編集して刊行した『式内社調査報告 第二十卷山陰道』（以下『式内社調査報告』と略記）では、寛文九年（一六六九）の棟札からの情報も加味して、古材拝受と玖潭神社造営の関係性をより明確にしている。ただし、紙面の都合もあってだろうが、それは寛文度の検討のみにとどまり、それ以降の歴史的経緯についてはそれまでの先行研究を超えるものではない。

以上、先行研究の四書を見てきたが、それらはいずれも、なぜ出雲大社の古材を玖潭神社は拝受できたのか、また、なぜ門神社の祭神が久多美神であるのかといった根本的な点についてまでは迫ろうとしていない。そこで次章では、まずは関連史料の再確認から行ってみよう。

三 玖潭神社関係史料について

ここでは、前章の先行研究を踏まえた上で、まずは関連史料の再確認を行う。棟札については、玖潭神社の本社関係分が十一點、境内社の八坂神社分が三點、天満宮が一点、金刀比羅神社が一点、以上計十六点を確認することができた。『旧村誌』で採り上げられていた本社の五点はすべて現存していた。

文書については、『新村誌』に掲載された七点のうち五点については確認することができたが、残る二点については未だ確認できていない。しかし、逆に興味深い新出史料を見出したことは大きな収穫と言える。

以上の調査成果をまとめたものが稿末の一覧表であり、そのうちの文書九点、棟札十一点について翻刻文と写真を掲載している。

さて、出雲大社の造宮遷宮に際し、玖潭神社側が古材を拝受した現存最古の記録は寛文八年（一六六八）三月七日にさかのぼる（〔文書②〕）。出雲大社の本殿遷座祭が寛文七年三月三十日に行われているので、およそ一年後に拝受したことになる。それを受けて、玖潭神社本殿の造宮がなされたことが、「棟札②」で確認できる。翌寛文九年二月のことである。

次に『旧村誌』は、「延宝年間御修繕の節、素我神社の古御内殿を下し給ふ」と記すが、延宝八年（一六八〇）の「棟札③」にも、またその同年と思われる「〔文書③〕」にも古材拝受の記述は見えず、現存する史料からはそれを確かなことと見なすことはできない。

寛文度に次ぐ古材拝受の確実な記録は、延享元年（一七四四）五月のことになる（〔文書⑤〕〔文書⑧〕）。これに関係する出雲大社の造宮が、まさに現在の国宝本殿の造宮に当たる。その遷座祭は延享元年十月七日に行われているので、それに先立って玖潭神社は古材を拝受したことになる。この度の古材は撰社素鷲社の古内殿であるので、旧本殿が解体される前であっても不自然ではない。これを受けて、玖潭神社本殿の造替が開始され、完成に至ったのはおよそ四年後の延享五年（一七四八）四月三日のことである（〔棟札⑤〕）。

続いては文化六年（一八〇九）十月である（〔文書⑬〕）。この時に拝受した古材も素鷲社の内殿である。出雲大社の本殿遷座祭が文化六年七月二十一日であるので、そのおよそ三か月後に拝受したことになる。なお、この文化度の造宮は修造にとどまっているが、そのためであろうか、玖潭神社においても造替はなされず、修造に

とどまっている（〔棟札⑥〕）。文化九年（一八一二）九月二十七日の成就と見える。

さらに続く。明治十四年（一八八二）時も出雲大社は修造にとどまったが、玖潭神社側は神輿を拝受している。それを示す史料の原本を今回は確認できなかったが、『新村誌』によれば、出雲大社社務所より玖潭神社祠官の河瀬佐芳に宛て、同年三月十一日付で下げ渡す旨の文書が出されている（七六頁）。出雲大社の本殿遷座祭が明治十四年五月十五日であるので、その二か月前のことになる。この時も出雲大社が修造にとどめているからであろうか、玖潭神社においても修造にとどまり（〔棟札⑦〕）、神輿は境内社の八坂神社の内殿に充てている（〔棟札⑭〕）。完成は明治十六年四月九日のことである。

そして古材拝受が最後に行われたのは昭和二十八年七月十五日になる。この時は主祭神用神輿と御客座用神輿を授かっている（〔文書⑮〕）。本年平成二十九年から数えてもたかだか六十四年前のことなので、この時の様子を鮮明に記憶している高齢の人たちも多く、また写真にも数多く記録されている。そのうちの二枚が、冒頭で紹介した古写真になる。この時拝受した主祭神用神輿は天満宮の内殿に、御客座用神輿は金刀比羅神社の内殿となり、いずれも昭和二十九年四月二日に竣工・成就している（〔棟札⑮〕〔棟札⑯〕）。

四 出雲大社の古材拝受について

前章で紹介した数々の史料から明らかのように、玖潭神社は「寛文度の造宮」以降、連綿と出雲大社の造宮ないし修造の度に古材を拝受し、それをを用いて社殿の造替あるいは修造を行ってきた。なぜこのようなことが可能であったのか。その理由を検討したところ、いくつかの興味深い事柄を見出すことができた。

まず一つは、前章で紹介した文書群を所蔵する、玖潭神社の「本願」森脇家（屋号は岩塚、現当主は森脇利光氏）の存在である。それというのも、同家の祖はもともと杵築（現出雲市大社町杵築地区）に居住し、出雲大社の社家だったと伝えるの

である。現在、確実にそのことを示す史料は同家に伝えられていないが、『旧村誌』編纂の際、昭和三年九月に行われた「久多美村各戸系図調」によれば、同家の祖は「森脇様之助」と言い、「約七八百年前」に「大社町森脇松若家ヨリ」出てきた者となっている（二九七頁）。この「森脇松若」という人物こそ、北島国造家方の旧上官森脇家の明治・大正期の当主である（一八五五―一九一九年）。なお、旧上官森脇家は、その祖を国造出雲泰孝の庶子・孝景としている⁽⁴⁾。出雲泰孝は文永から徳治にかけての頃、つまり十三世紀後半から十四世紀初頭の人物であるから、「約七八百年前」というのはそれを元にした伝承なのかもしれない。

さて、史料上、岩塚森脇家の先祖と確認できるのは、寛文七年（一六六七）の「文書①」に見える「森脇仁右衛門」になる。加えて、玖潭神社の現存最古の棟札である、「棟札①」の天文二十三年（一五五四）の棟札に、「檀那」として、禪日寺・長乗寺に次いで列記される「森脇治部左衛門」も、おそらく同家の先祖である可能性が考えられる。つまり、出雲大社の上官と縁戚関係があるということは、古材の割り振りについてそれなりに強い発言力を有していたであろうことは想像に難くない。次章で詳しく触れるが、出雲大社の少なくとも寛文以降の諸遷宮に際し、森脇家は常に重要な役回りを務めている。

また、別の要因として考えられるのが、クタミはクタミでも、松江市東忌部町に鎮座する久多美神社（以下「忌部久多美神社」と略記）の由緒である。同社は一時、忌部村内の他の四社とともに忌部神社として合祀されたが（明治四十四年）、大正十二年に再び元の社地に再祀され、以後現在に至るまで平口地区民により祭祀が行われ続けている⁽⁵⁾。さて、『風土記』に当たると、意宇郡内の「在神祇官社」の中にも「久多美社」が確認できる。つまり「久多美社」は榑縫郡だけでなく、意宇郡にも存在していたのである。同社は後に、『延喜式』所載の「久多弥神社」につながると考えられている。続いて中期。『忌部大宮濶觴記抄』⁽⁶⁾には、正平八年（一三五三）に菅近江守が曹泉寺へ久多美明神社頭の田地を造営料として寄進した旨の写

が載せられている⁽⁶⁾。もしこれが事実であれば古代以来の信仰が継続されていた可能性も出てくる。永禄九年（一五六六）から慶長六年（一六〇一）の間の成立とされる『忌部総社神宮寺縁起』と『忌部総社神宮寺根源録』（以下『根源録』と略記）には、「久多見（美）大神」や「久多見（美）大神山」、「久多見（美）大宮」などの記述が頻出する⁽⁷⁾。以後は近世文書に連綿とその社名を確認でき、少なくともここ四百年間は絶えることなく信仰され続けてきたと見える。

さて、この忌部久多美神社と出雲大社のつながりについて、『根源録』に次のような興味深い記述を見出すことができた⁽⁸⁾。（※句点「。」と返り点は原文のままだが、読点「、」および並列点「・」は筆者による。以下、原史料の引用部分は同様。）

安貞元年五月、鎌倉執権北條泰時公、給_二当国守護佐々木泰清殿・国司藤原昌綱殿申附_一。杵築天日隅宮修理_准建久年例_一。雲州郷民課務給_レ行_二再建_一。時乱_二社棟_一成_レ文宮_二柱蟲_一食跡_一。以_レ憫_二全般_一有様也。或時依_レ久多美明神靈夢_一、湯庄中原地頭・曹泉院法印相議。奉_レ献_二杵築大社建造用材_一、為_レ依_二明神加護_一。云_二逃_一忌部郷民役_一有難事也_上。其用材久多美大宮神木切_二二十五年日毎_一。從_二神秘奠山_一云_二搬出_一、宝治三年六月、從_二鎌倉北條公_一、給_二其行様知_一、給_二賞_三美殊勝事_一、使_二藤原出雲国守_一、奠_二山山統曹泉院給_三寄_二進郷中新開地寺田_一、五貫文・久多美大宮明神神田二貫文_一、称_二此寄進田邑民殊勝田_一、存_二今猶_一。

この史料の大意は次の通りである。安貞元年（一二二七）、執権北條泰時は出雲国の守護と国司に杵築大社の修造を命じ、出雲国内の郷民には役務が課せられることになった。当時杵築大社の社殿は荒れ果て、宮柱には虫食跡が文を成していた。そのような時、久多美明神の靈夢があり、湯庄中原地頭と曹泉院法印が議して建造用材を杵築大社に奉献した。そのおかげで忌部郷民は課役を免れたと。以後、二十五年目ごとに久多美大宮の神木を伐って奉献を続けた。宝治三年（一二四九）には

執権北条氏の知るところとなり、「殊勝事」と賞され、曹泉院に寺田五貫文、久多美大宮に神田二貫文を寄進された。村民はそれら寄進田を「殊勝田」と称し、今猶存在している。

ここに記載のすべてが史実かどうか今は確かめる余裕はないが、仮に脚色された伝承であったとしても、かつて忌部久多美神社の神木が出雲大社の造管用材として提供され続けていたということが広く知られていたのであれば、その返礼の意も込めて、出雲大社の古材が久多美神のために提供されたとしても不可思議ではない。

そしてさらにまた、「寛文度の造営」という時期が深く関係するとも言える。これについては、次のように、出雲国内における『風土記』の受容が、およそこの頃から本格化するという背景がある。寛永二十一年（一六四四）の日御碕神社の造替遷宮の際に、尾張藩主徳川義直が『風土記』を同社に献納し、また、松江藩儒黒澤石齋が承応二年（一六五三）頃に『風土記』を多く引用した『懐橋談』を著したことに⁽⁹⁾により、上官佐草自清をはじめとする出雲大社の社家中に『風土記』が認知され、同書所載の古代の神社や祭神に対する関心が高まったことが挙げられる。⁽¹¹⁾ このような背景の中で、古代の玖潭郷が杵築大社の主祭神・所造天下大神にとって因縁深い地であったことが再認識されたことも要因となったのではないだろうか。つまり、『風土記』中の次の一節である。⁽¹²⁾

玖潭郷、郡家正西五里二百歩、所造天下大神命、天御飯田之御倉、将造給、
並不見巡行給、尔時、波夜佐雨久多美乃山詔給之故云、神龜二年、改字玖潭。

『風土記』の受容が契機となり、久多美神の本宮はむしろ榑縫郡の方だと意識され始め、加えて森脇家の存在もそれを後押しする力となって、出雲大社側が玖潭神社に古材を提供し始める流れをつくり出したのではないだろうか。とりわけこの『風土記』の受容という点については、次章でさらに検討を加えたい。

五 出雲大社の「門神」としての久多美神

(1) 門神社の祭神の変遷

「はじめに」でも触れたように、出雲大社の「門神社」は、東側の祭神が宇治神、そして西側のそれは久多美神である。これら両神は門衛の守護神に位置付けられている。ただ、一般的に門衛の守護神として広く祀られているのは榑石窓神と豊石窓神で、いずれも『古事記』の天孫降臨の段に初出する。⁽¹³⁾ こういう役目柄か、後に内裏外郭の東西南北の四門それぞれに祀られることになり、さらには多くの神社で門衛の守護神として崇められていくことになる。⁽¹⁴⁾

ところが、出雲大社では門神社にこの榑石窓神と豊石窓神は祀られず、在地の神と思われる宇治神と久多美神が祀られているのである。門神社は古くは「門客人社」とも呼ばれ、「杵築大社仮殿造目録」の嘉禄二年（一二二六）の記事に既に「一左右門客人社二字」として見える。⁽¹⁵⁾ ただし、その祭神について明示する記載はなかなか現れず、管見の限りでは、元禄七年（一六九四）に佐草自清が著した『出雲水青隨筆』でようやく確認できる。その該当部分は次の通りである。⁽¹⁶⁾

御門ノ神 傳記ニ曰、東ハ久多美明神、本社在、大原郡、西ハ宇治明神、本社在、共ニ素盞鳴尊御子、稻田姫生ミ玉フ神也ト云々、水青云、謹テ見ルニ神系圖ヲ一、稻田姫ノ生、兒者大己貴ノ神而已、然ラハ傳記ノ説難ニ信用一、凡諸社之門神、號ニ門賓人ト祭レ之、蓋於テハ大神宮ニ者、榑警間門命・豊警間門命也、於テモ二禁中ニ祭レ之、據レ之則大神、自建久造營之時一、始祭ニ此ノ二神一者ナラン矣、

佐草自清は、何らかの伝記に則り、東側の社の祭神は「久多美明神」、西側の社のそれは「宇治明神」と記した。しかし、この両神が「共ニ素盞鳴尊御子、稻田姫

生ミ玉フ神也」とある点を疑い、この伝記を否定的に捉えている。そして伊勢神宮や宮中の例に倣って、もともと建久の造営時に「御門ノ神」を祀り始めた時は、祭神は櫛石窓神と豊石窓神だっただろうと推測する。

ここで気になるのは、東側の社の方に久多美神が祀られ、しかも「本社在二意字郡二」と付されている点である。つまり現在とは東西が逆であり、加えて、久多美神の本宮が意字郡にあるとの認識を伝えていることである。

この点については、四章で述べたことをまさに裏付けるかのように、中世には忌部久多美神社の方が出雲大社にとって関わりの深い存在であったと物語っているように思える。

東側の社に久多美神が祀られていたことは、延享元年（一七四四）度の造営について記録した『出雲大社延享造営傳 乾』（以下『延享造営伝』と略記）でも確認できる。⁽¹⁷⁾ それは次の通りである。

門神二字、式間に三間宛、東久多見明神御鎮座、櫛縫郡玖潭神社のよし、此由緒を以て往古より造営の度々古材木少々寄附の旨、旧格の願にまかせられ、今般素鷲宮古御内殿寄附之、尤御内殿の事、后例に不相成旨、筆記を以、下知有之、西宇治明神、二神共當社明神御子のよし

「東久多見明神」「西宇治明神」と記す。ただし、ここでは「久多見明神」を「櫛縫郡玖潭神社のよし」とする。そして玖潭神社側から先例の通り古材木下賜の願いがあり、今回は素鷲社の古内殿を下賜したとする。

受けた側の玖潭神社側にも同様の内容を記す文書が残されていたのは先述の通りだが、授け手と受け手の両者側に記録が残されていたことに大きな意義がある。

話を元に戻す。要は延享元年時に至ると、「久多見明神」の本宮ははっきり櫛縫郡の玖潭神社と認識されている。以前の「東久多美明神、本社在二意字郡二」であれば、「西

宇治明神、本社在大原郡二」との位置関係に矛盾はないのだが、それが櫛縫郡となれば地理的に違和感を感じさせる。それにもかかわらず、依然「東久多見明神」のままである点が移行期の段階と見受けられる。

また、『出雲水青随筆』には、「久多美明神」と「宇治明神」は「共ニ素盞鳴尊御子」と記されている。中世においては、出雲大社の主祭神は素盞鳴尊だと広く信じられていた。それが寛文度の造営を前後して、出雲大社自身が主祭神は大己貴神だと主張するようになる。⁽¹⁸⁾ それにもかかわらず、『延享造営伝』は「二神共當社明神御子のよし」のままである。これまた移行期の段階を如実に示していると言えよう。

(2) 門衛の守護神としての久多美神

さて、次になぜ門神社に久多美神が配されているのかについて考察を加えたい。まず、想起されるのは、出雲大社の主祭神との深い関係性である。ただし、先に記したように、出雲大社は寛文度の造営を境として、その前後で主祭神に対する認識の変化が見て取れる。そうなると「主祭神との深い関係性」とするにはあまりにも曖昧過ぎて、不十分と言わざるを得ない。

門神社の祭神について、出雲大社関係史料に限定すると、元禄七年（一六九四）の『出雲水青随筆』以前のものを確認できないが、それを窺わせるような史料が佐太神社の方に存在する。明応四年（一四九五）の『佐陀大社縁起』である。⁽¹⁹⁾ ここに次のような記述がある。

一、山城ノ国賀茂大明神、者当国杵築大明神、第一ノ王子阿式大明神是也、今当社ノ北客人神ト云是也

一、紀州熊野権現者杵築大明神ノ第二ノ王子当国玖潭大明神是也、今当社ノ南ノ客人神ト云是也

なお、同書には「素盞鳴尊者杵築大社大明神是也」の記述もあるので、ここで言う「杵築大明神」が素盞鳴尊を指しているのは明らかである。よって、その王子だから故に南北の「客人神」として祀っている、という意識が強く感じられる。「阿式大明神」が素盞鳴尊の第一王子であったり、「玖潭大明神」が第二王子であったりなどは、記紀にはもちろん、『風土記』にも見えない神話である。いわば古代神話の中世的变化を表す一事例と言える。ただ、佐太神社のみでそのように信じられていたわけではなさそうで、大永四年（一五二四）には既に確認できる能の「大社」⁽²⁰⁾にも、次のような謡いの一節がある。⁽²¹⁾

地クリ 『抑も出雲の国大社は。三十八社を。勸請の地なり』

シテサシ 「然るに五人の王子おはします

地 「第一はあじかの大明神と現れ給ふ。山王権現これなり

ここでも第一王子は「あじかの大明神」、すなわち「阿式大明神」を指すであろう神名が見える。

それが江戸時代に入り、十七世紀も半ばを過ぎると、微妙に変化した形で現れてくる。承応二年（一六五三）頃に成立した『懐橋談』には、「佐太」の項目に次のように見える。⁽²²⁾

當社門客人、北の門は加茂の大明神、南は熊野権現なり、外の門、東は阿式明神、西は玖潭の明神なり

明応四年の『佐陀大社縁起』に見られた、北客人神は「賀茂大明神」|| 「阿式大明神」、南客人神は「熊野権現」|| 「玖潭大明神」という図式が消え、新たに「阿式明神」と「玖潭明神」を祭神とする東西の門客人神の存在が確認できる。また、

これとはほぼ同時期、佐太神社旧上官の宮川家に伝わった『佐陀大明神縁起』にも同様の記述がある。⁽²³⁾ 同書の奥書には、寛文八年（一六六八）に正神主・権神主と共に宮川兵部が上京した折、この縁起を公家衆に見せたとの記述があるので、少なくとも寛文八年時には存在したものである。

一 當社門客人神事、

北之門客人神者、山城國賀茂大明神也。爲「當社」守護ト云々。

南之門客人神者、紀州熊野権現也。爲「當社」守護ト云々。

一 當社外之門客人神事、

東之門客人神者、杵築大明神第一之王子阿式大明神也。

西之門客人神者、杵築大明神第二王子玖潭大明神也。

同書にも「素盞烏尊、是雲州杵築大社也」の一文があるので、「杵築大明神」が素盞鳴尊を指しているのは変わらない。

ところが、佐太神社における門客人神に対する認識は、その後大きく変わる。天和四年（一六八四）に正神主朝山勝秀が記した『佐田大社之記』では、次のようになっている。⁽²⁴⁾

内門客人 大伴氏祖神
來目氏祖神

（中略）

外門客人 東・豊磐窓
西・櫛磐窓

大伴氏は正神主朝山家のルーツとされる。記紀によれば、大伴氏の祖神と来目氏の祖神は天孫降臨の際に武装して供奉する。⁽²⁵⁾ また、櫛石窓神と豊石窓神も先に触れたように天孫降臨の際に初出する「御門之神」であり、ここにおいて中世以来の出

雲ならびに出雲大社に所縁のある神々が一掃されるのである。これには、後に元禄十年（一六九七）、幕府の裁定を仰ぐことにまで発展する、佐太神社による出雲大社への対抗意識という一面もあるのかもしれない。⁽²⁶⁾

つまり、佐太神社の史料から窺えるような、中世に変容した祭神認識が出雲の地には存在していたようで、それが出雲大社においても、おそらくは寛文度の造宮を機に、門神社の一方の祭神が「阿式大明神」から「宇治明神」に差し換えられたのではないだろうか。そして、その移行期の段階であるがため、『出雲水青随筆』が言うような「久多美明神」と「宇治明神」は「共ニ素盞鳴尊御子」であるなどという点は改める余裕もなく、しばらく認識され続けたと考えることはできないだろうか。

それではなぜ、門神社の祭神が久多美神と宇治神に定められたのかだが、この点については四章で述べたように、やはり『風土記』の再認識、ということが関係するのではないだろうか。つまり素盞鳴尊の御子神という位置付けから新たな位置付けへの変更である。その指針となったのは、門衛の守護神としての性格、つまり随神としての役割を担うにふさわしい武神を想起させる存在が求められたのではないだろうか。そして選ばれたのが久多美神と宇治神であった、とそう考えられはしないだろうか。つまり、久多美神は従来の素盞鳴尊の御子神という位置付けから、榎縫郡を代表する神として、「榎」を司る役割を見出されたのではないだろうか。

ところで、『風土記』には各郡の神社名が事細かに記されている。その筆頭に記された神社は、その郡で最も有力な神社だと認識されていたと考えられている。⁽²⁷⁾つまり、榎縫郡の筆頭に掲げられた「久多美社」は、出雲大社に献上される「榎」が造られ始めた地を代表する神社と位置付けられたのではないだろうか。それを傍証するのが「文書①」でもある。つまり、寛文度の造宮遷宮に際し、玖潭神社本願の森脇仁右衛門が、それまでの「銚子」役から「榎」役に代わったことがそれを暗示する。この「榎」役は、続く延享度の造宮遷宮に際しても同様であったことが「文

書①」から明らかであり、決して偶然というレベルではないことが見て取れる。なお、『延享造宮伝』にもこのことは記されている。延享元年（一七四四）十月七日、本殿遷座祭に当たったの神幸行列の一節は次の通りである。⁽²⁸⁾

七番御榎 古例に任せ、榎縫郡久多見神社の鍵取森脇兼房、白張にて懐之

さて、もう一方の宇治神についても、やはり『風土記』の再認識という動きの中で選び出された神のように思われる。元禄七年（一六九四）の『出雲水青随筆』が「宇治明神、本社在 大原郡」と記すように、宇治神は大原郡宇治村（現雲南市加茂町宇治）を本宮とする、近世に「宇治三社大明神」と呼ばれていた神と認識されていたように推測できる。つまり現在の宇能遷神社がその本宮に当たる。その傍証となるのが、天和三年（一六八三）の『出雲風土記鈔』である。同書によれば、宇治村は当時、古代の「屋裏郷」の範囲と見なされ、同郷を代表する神社が「宇治三社」と意識されていたように窺える。⁽²⁹⁾

鈔云、此郷、ハ翁セテ乎宇治・南加茂・加茂中村・延野・大竹・猪尾・岩倉・新宮・砂子原・近松・立原・大崎等、一十二所、ヲ以為屋裏郷也、宇治三社、ハ者祀レリ所造天下大神、ヲ記宇乃知社、是也、東北一十里二百一十六歩、今、ノ一里廿五町五十六間也

そして、この「屋裏郷」が古代にどういう地として意識されていたのか、『風土記』の中の次の一節から窺える。⁽³⁰⁾

屋裏郷、郡家東北一十里二百十六歩、古老傳云、所造天下大神、令殖笑給處故云、矢内、神龜二年、改字屋裏

つまり、所造天下大神が「笑」（＝矢）を殖^たてさせた地が「屋裏郷」であり、その比定地に鎮座する代表的な神だからが故に、宇治神が選ばれたのではないだろうか。

以上のように、門衛の守護神としての役割を担うにふさわしい、武神を想起させる神として久多美神と宇治神が選ばれ、それを選ぶ過程で『風土記』が大いに参照されたと思えるのではないだろうか。

六 おわりに

玖潭神社には出雲大社から譲り受けた古材が様々に用いられている。つまり、玖潭神社の本殿内殿は、かつての素鷲社の内殿であり、玖潭神社境内社の天満宮内殿は、かつての出雲大社の主祭神用の神輿、同じく金刀比羅神社内殿は御客座五神用の神輿が転用されている。その歴史をたどっていくと、出雲大社の寛文度の造営以降、その造営ないし修造の度ごとに、玖潭神社は出雲大社の古材の提供を受け続けてきた。これは一体なぜなのか。その理由を考えていった時、手がかりとして見えてきたのは次の三点だった。

- ① 杵築大社旧上官の分家筋となる本願森脇家の存在。
- ② 久多美明神霊夢による杵築大社への建材奉納の伝承。
- ③ 『風土記』の受容による、玖潭郷の「神縁の地」としての再認識。

また、出雲大社の瑞垣内には門神社が東と西に二社鎮座する。これらは多くの神社に見られる随神社、ないしは随神門に相当する。それら出雲大社門神社の祭神が、実は久多美神と宇治神なのである。この両神の組み合わせは、元禄七年（一六九四）の史料初出以降は変わっていない。ただ、佐太神社の古記録から類推すれば、古く中世は「阿式大明神」と「玖潭大明神」だった可能性が想定される。いずれの神も素盞鳴尊の御子神という点から選ばれていたように察せられた。これらがおそらく

寛文度の造営遷宮を前後して置き換えられていったように思われる。そこに前記③の理由と同様に、『風土記』の受容が大きく関係していたのではないかと推測してみた。

『出雲国風土記』が編纂されて一三〇〇年。あたかも一三〇〇年間連続と読み継がれていたかのような錯覚を受けるが、実際には出雲の地において長く忘れられていた存在であった。それが再認識され、大きく広まり出したのは出雲大社の寛文度の造営辺りからのことである。

寛文よりおよそ十年前、黒澤石斎は『懐橋談』の中で次のように感じたままを述べている。³¹⁾

凡そ此行公より退かるとまに、或は宮司・社僧、或は村老・宿主などよびて風土記に記す所の郷里山川を尋ね侍れども、十に一二も定かならず

本稿で取り上げた玖潭神社と森脇家に伝え継がれてきた史料の数々は、在郷の神社側から出雲大社の遷宮史を見つめ直すことができる稀少な史料群と言える。本稿が、『風土記』受容の実態を説明していく上での一助となってくれば誠に幸いである。

謝辞

本稿執筆に当たっては、玖潭神社関係史料の調査に際して、烏田富夫氏（前久多美コミュニティセンター長）・常松久志氏（玖潭神社宮司）・三島眞治氏（前玖潭神社総代長）・森脇利光氏（玖潭神社本願）からご協力を賜り、また『風土記』の研究史の整理等に際して野々村安浩氏（古代文化センター特任研究員）から助言を頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

註

- (1) 『島根県の地名』平凡社、一九九五年、八八頁。
- (2) 『大社町史 史料編(古代・中世) 上巻』大社町、一九九七年、三〇三〜三二五頁。
- (3) 『神國島根』島根県神社庁、一九八一年、二四八〜二五〇頁。
- (4) 『出雲國造家文書』清文堂、一九六八年、七八〜八三頁。
- (5) 『式内社調査報告 第二十卷山陰道』式内社研究会、一九八三年、六一〜六六頁。
- (6) 『松江市史 史料編』古代・中世Ⅰ』松江市、二〇一三年、八〇二〜八〇三頁。
- (7) 藤岡大拙『忌部神社蔵古記録について』『山陰一地域の歴史的性格』地方史研究協議会、一九七九年、所収。
- (8) 前掲『忌部神社蔵古記録について』、一七四頁より。ただし、原本複写をもとに一部誤脱字を修正している。
- (9) 『風土記』は日御碕神社に秘蔵されたままだったわけではなく、別当恵光院順式(古庄慶雄)の手を介して認知されるようになったと推察されている。それについての考察は、高橋周『出雲国風土記』写本二題―郷原家本と「自清本」をめぐって―、『古代文化研究』第二十二号、島根県古代文化センター、二〇一四年、十五〜十七頁、に詳しい。
- (10) 岡宏三『懐橋談』と『出雲国風土記』『季刊文化財』第八十七号、島根県文化財愛護協会、一九九七年、十二〜十五頁。
- (11) 高橋周『近世出雲における『出雲国風土記』の伝写と神社の歴史認識(二)』『古代文化研究』第二十四号、島根県古代文化センター、二〇一六年、四六〜四七頁。
- (12) 『出雲日御碕神社蔵 出雲国風土記』『出雲国風土記諸本集』勉誠社、一九八四年、三三七頁。
- (13) 『古事記』の天孫降臨の段には、「次天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神。此神者、御門之神也。」とある。
- (14) 『延喜式』の神名帳、宮中神の条にも、「御門巫祭神八座」として、「櫛石窓神四座門 各一座」と「豊石窓神四座門 各一座」と見える。
- (15) 前掲『大社町史 史料編(古代・中世) 上巻』、三三二〜三三三頁。
- (16) 『出雲水青隨筆』『神道大系 神社編 出雲大社』神道大系編纂会、一九九一年、二三一頁。
- (17) 『出雲大社 社殿等建造物調査報告』大社町教育委員会、二〇〇三年、六九頁。
- (18) 西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』大明堂、二〇〇二年、二二〜二三頁。
- (19) 『松江市史 史料編 4 中世Ⅱ』松江市、二〇一四年、一〇一〜一〇六頁。また、『重要文化財 佐太神社』鹿島町立歴史民俗資料館、一九九七年、四二〜四二七頁。なお、いずれも底本は安政六年(一八五九)の写本である。
- (20) 大永四年(一五二四)の「能本作者註文」に初出する。同史料は『国語国文学研究史大成 8 謡曲狂言』三省堂、一九六一年、に所収されている。
- (21) 前掲『大社町史 史料編(古代・中世) 下巻』、二七〜三三頁。なお、第二王子以下は、「みなとの大明神」「伊奈佐の速玉の神」「鳥屋の大明神」「出雲路の大明神」であり、当時の信仰の実態をどこまで正確に示すのかは検討を要する。
- (22) 『懐橋談巻下』『出雲文庫第二編 懐橋談前後篇・隠州視聴合日記』松陽新報社、一九一四年、八三頁。
- (23) 『神道大系 神社編 出雲・石見・隠岐国』神道大系編纂会、一九八三年、八四頁。
- (24) 前掲『神道大系 神社編 出雲・石見・隠岐国』、九四〜九五頁。
- (25) 『古事記』の天孫降臨の段には、「天忍日命・天津久米命二人、取負天之石鞞、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挟天之真鹿兎矢、立御前

二而仕奉。故、其天忍日命、此者大伴連等之祖天津久米命、此者久米直等之祖也」とあり、『日本書紀』にも、巻第二神代下 第九段 一書第四、ではほぼ同様の記述が見える。

(26) この辺りの経緯は、『大社町史 中巻』出雲市、二〇〇八年、一二五～一三九頁、に詳しい。

(27) 朝山皓「出雲風土記雑考(上)」『島根評論』通巻第六十六号、島根評論社、

一九三〇年、三九頁(朝山皓『出雲国風土記論』古代文化センター、一九九八年、再録)。「出雲国の式内社」『神光』第二号、式内社顕彰會、一九五二年、

二九頁(朝山皓『出雲国風土記とその周辺』古代文化センター、一九九九年、再録)。関和彦『「出雲国風土記」註論』古代文化センター、二〇〇六年、六七頁。

(28) 前掲『出雲大社 社殿等建造物調査報告』、七三頁。

(29) 古代出雲歴史博物館蔵『出雲風土記鈔』。その解説は、『平成の大遷宮 出雲大社展』古代出雲歴史博物館、二〇一三年、二四五～二四六頁、に詳しい。

(30) 前掲「出雲日御碕神社蔵 出雲国風土記」、三九二頁。

(31) 前掲「懷橘談卷下」、一三八頁。

史料翻刻の凡例

○調査により確認した文書と棟札は次頁の一覧表の通りで、「掲載」欄に「○」を付したものについて、翻刻文と写真を掲載している。

○折紙の法量については、開いた状態の寸法を記している。

○翻刻に当たり、体裁は可能な限り原本に忠実であるように努めている。

○宣命体が多用される史料も含むため、全体を通して可能な限り、字体は原本通りとしている。なお、万葉仮名や変体仮名の助詞等は小書きにしている。

○誤記と思われる箇所は、その傍らに「(○○)」を付して正した。ただし、断定で

きないものは「(○○カ)」と推定される字句を付すか、「(ママ)」としている。

○破損や虫喰い等で解読困難な箇所は、「□」または「」で示している。

○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えている。

○異筆は斜体で表現している。

玖潭神社における出雲大社の古材拝受とその背景
 一付、玖潭神社関係史料の翻刻一

番号	掲載	内容	年代				差出・作成	宛先	法量 (cm)		形状	所蔵者
			和暦	西暦	月	日			たて	よこ		
文書①	○	〔杵築大社遷宮に際し御楯役申付の事〕	寛文07	1667	04	07	長谷右兵衛正之・佐草宮内	楯縫郡久多美社 森脇仁右衛門	31.5	37.2	一紙	森脇利光氏
文書②	○	〔玖潭神社造宮に際し杵築大社古材木の下げ渡しの事〕	寛文08	1668	03	07	佐草宮内・長谷右兵衛正之	神主内蔵大夫・別當森脇仁右衛門	36.8	51.7	折紙	森脇利光氏
文書③	○	〔玖潭神社修復に際し神主同前に精を入れるよう申付の事〕	申 (延宝08カ)	1680	02	22	長谷右兵衛正之・佐草左衛門直清	久多美社別當 森脇仁右衛門	29.4	36.7	一紙	森脇利光氏
文書④	○	〔玖潭神社修復に際し神主同前に精を入れるよう申付の事〕 (写)	申 (延宝08カ)	1680	02	22	長谷右兵衛・佐草左衛門	久多美社別當 森脇仁右衛門	28.8	42.8	一紙	森脇利光氏
文書⑤	○	覚 (素鷲社古小内殿の下げ渡しに付) (写)	子 (延享元)	1744	05		村田幾右衛門・大塚伴蔵	北嶋市正・長谷右兵衛	17.7	77.0	継紙	森脇利光氏
文書⑥	○	覚 (素鷲社古小内殿の下げ渡しに付) (写)	子 (延享元)	1744	05		村田幾右衛門・大塚伴蔵	北嶋市正・長谷右兵衛	41.6	59.8	折紙	森脇利光氏
文書⑦	○	覚 (素鷲社古小内殿の下げ渡しに付) (写)	子 (延享元)	1744	05		村田幾右衛門・大塚伴蔵	北嶋市正・長谷右兵衛	38.0	52.3	折紙	森脇利光氏
文書⑧	○	覚 (素鷲社古御内殿の下げ渡しに付)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	神主金築清登・別當森脇安之丞	17.8	75.3	継紙	森脇利光氏
文書⑨	○	覚 (素鷲社古御内殿の下げ渡しに付) (写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	神主金築清登・別當森脇安之丞	41.4	59.0	折紙	森脇利光氏
文書⑩	○	覚 (素鷲社古御内殿の下げ渡しに付) (写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	神主金築清登・別當森脇市之進	37.9	51.2	折紙	森脇利光氏
文書⑪	○	〔杵築大社遷宮に際し御楯役申付の事〕 (写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	楯縫郡玖潭社別當 森脇安之丞	27.8	41.0	一紙	森脇利光氏
文書⑫	○	〔杵築大社遷宮に際し御楯役申付の事〕 (写)	延享元	1744	05		長谷右兵衛・北嶋市正	楯縫郡玖潭社別當 森脇市之進	29.0	41.7	一紙	森脇利光氏
文書⑬	○	覚 (素鷲社古御内殿の下げ渡しに付) (写)	文化06	1809	10		佐草豊後・長谷衛士	神主金築三好・別當森脇市之進	32.8	45.3	一紙	森脇利光氏
文書⑭	○	〔出雲大社正遷座に際し使役の事〕	明治14	1881	05	14	出雲大社々務所庶務課	森脇市之進	26.2	37.2	罫紙	森脇利光氏
文書⑮	○	覚 (出雲大社御神輿・御客座御神輿の下げ渡しに付)	昭和28	1953	07	吉	出雲大社宮司 千塚尊紀	宮司常松始郎・由縁之家 森脇朗	30.0	42.5	一紙	玖潭神社

玖潭神社関係所蔵の出雲大社との関わりを伝える文書一覧

番号	掲載	関係の神社	棟札主文	年代				法量 (cm)				形状		所蔵者
				和暦	西暦	月	日	総高	上幅	下幅	厚さ	頭部	切欠き	
棟札①	○	玖潭神社	奉勸進修造雲州楯縫群玖潭之社御器奉獻	天文23	1554	04	吉	107.2	12.3	12.2	1.3	平頭		玖潭神社
棟札②	○	玖潭神社	奉竒立五社大明神一字	寛文09	1669	02	吉	122.5	21.8	20.9	1.6	尖頭		玖潭神社
棟札③	○	玖潭神社	奉造立五社大明神御社一字	延宝08	1680	03	13	102.5	14.2	12.6	2.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札④	○	玖潭神社	奉上葺伍社大明神社一字	享保20	1735	11	25	83.7	13.5	12.7	1.8	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑤	○	玖潭神社	奉建立玖潭神社一字	延享05	1748	04	03	66.7	12.5	9.7	2.1	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑥	○	玖潭神社	奉修覆玖潭神社一字	文化09	1812	09	27	102.2	18.3	17.1	1.0	尖頭		玖潭神社
棟札⑦	○	玖潭神社	奉脩繕式内郷社玖潭神社	明治16	1883	05	09	102.4	17.7	16.8	1.1	尖頭		玖潭神社
棟札⑧	○	玖潭神社	奉本殿上葺・通殿・拝殿新築郷社玖潭神社一字	大正08	1919	04	03	128.3	25.4	24.3	1.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑨	○	玖潭神社	奉上葺郷社玖潭神社一字	昭和03	1928	11	14	98.0	13.6	12.9	1.5	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑩	○	玖潭神社	奉本殿上葺玖潭神社一字	昭和22	1947	04	03	96.8	17.9	17.2	1.5	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑪	○	玖潭神社	奉本殿・築垂改築玖潭神社	昭和35	1960	04	02	95.3	19.1	17.7	1.9	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑫	○	八坂神社	奉造替鹿嶋大明神・祇園大明神社一字	安永02	1773	12	19	51.1	12.6	11.0	1.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑬	○	八坂神社	奉上葺鹿嶋大明神・祇園大明神社一字	寛政04	1792	03	23	51.2	12.8	11.1	1.4	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑭	○	八坂神社	奉再建八坂神社	明治16	1883	04	09	51.2	11.0	9.8	1.0	尖頭	左下	玖潭神社
棟札⑮	○	天満宮	奉造替天満宮一字	昭和29	1954	04	02	90.4	11.7	9.8	1.6	尖頭	右下	玖潭神社
棟札⑯	○	金刀比羅神社	奉造替金刀比羅神社一字	昭和29	1954	04	02	82.0	9.9	8.6	1.5	尖頭	右下	玖潭神社

玖潭神社所蔵の棟札一覧

文書①

大社御遷宮之時、其方前々者
御銚子之役仕候得共、此度兩家
御吟味候而、御楯之役申付候、仍為
後代、一筆如件

佐草宮内
寛文七年卯月七日 (花押)

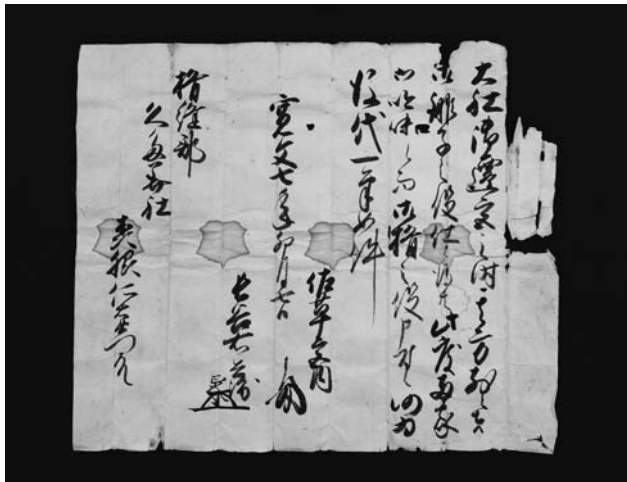
長谷右兵衛

正之 (花押)

楯縫郡

久多美社

森脇仁右衛門殿



文書②

玖潭神社造宮之事、
任古例 大社古材木
遣候、各勵精力、可
被遂造功者也

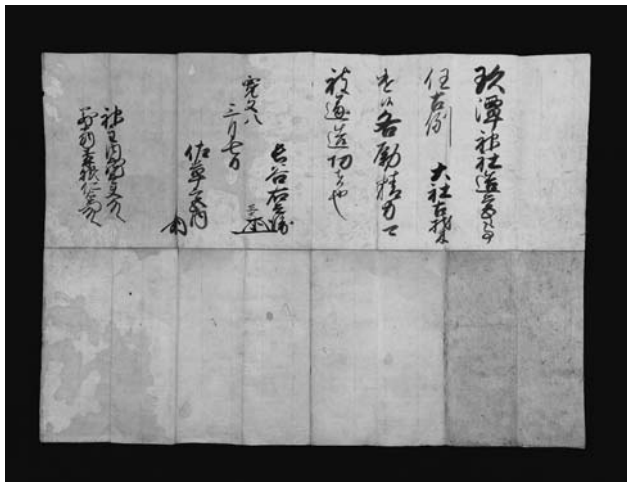
長谷右兵衛
寛文八 正之 (花押)

三月七日

佐草宮内

(花押)

神主内蔵太夫殿
別當森脇仁右衛門殿



文書③

今度久多美社修復在之由、
一段之儀ニ候、其方事、別當職ニ候
条、申迄無之候得共、神主同前ニ
可被入精候、以上

佐草左衛門直清 (花押)
申ノ 二月廿二日
長谷右兵衛正之 (花押)

久多美社別當

森脇仁右衛門殿

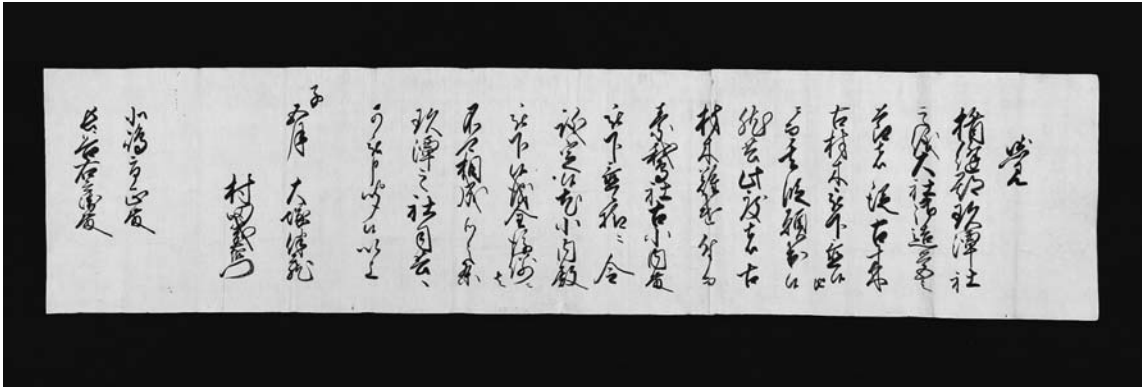


文書⑤

覺

楯縫郡玖潭社
之儀、大社御造營之
節者從古來
古材木被下置候由
二而、其段願出候、
然共、此度者古
材木難遣、付而
素鷲社古小内殿
被下置候様二令
議定候、尤小内殿
被下置候、全後例二者
不可相成候之条、
玖潭之社司共へ
可被申聞候、以上

子
五月 大塚伴藏
村田幾右衛門
北嶋市正殿
長谷右兵衛殿

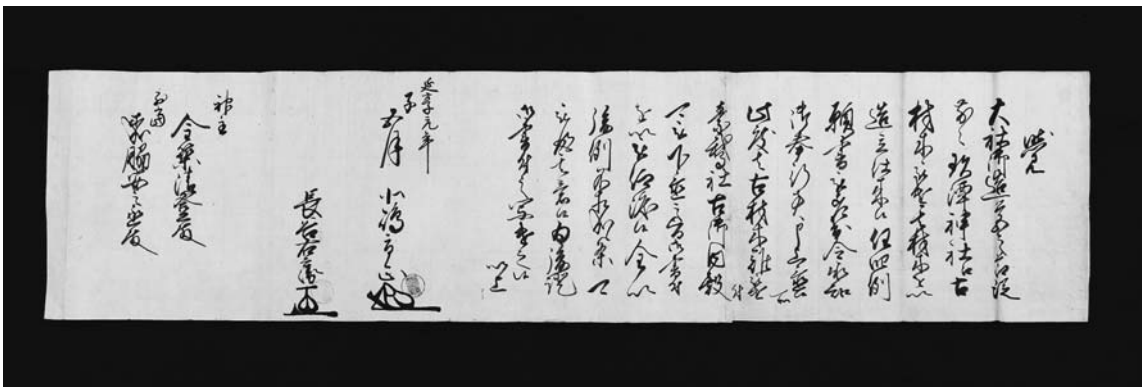


文書⑧

覺

大社御造營之節、從
前々玖潭神社五古
材木被遣、其材木を以
造立任來候、任旧例
願書被差出、令承知、
御奉行方へ申上置候所、
此度者古材木難被遣付、
素鷲社古御内殿
可被下置之旨、御書付
を以、被仰渡候、全以
後例不相成候条、可
被得其意候、為後證、
御書付之写、遣之候、
以上

延享元年
子 五月 北嶋市正 (印・花押)
長谷右兵衛 (印・花押)
神主
金築清登殿
別當
森脇安之丞殿



文書⑪

写

大社御遷宮之時、其方
前々御銚子之役仕候得共、
此度両家御吟味候而、
御榑之役申付候、仍為後代、
一筆如件

延享元年

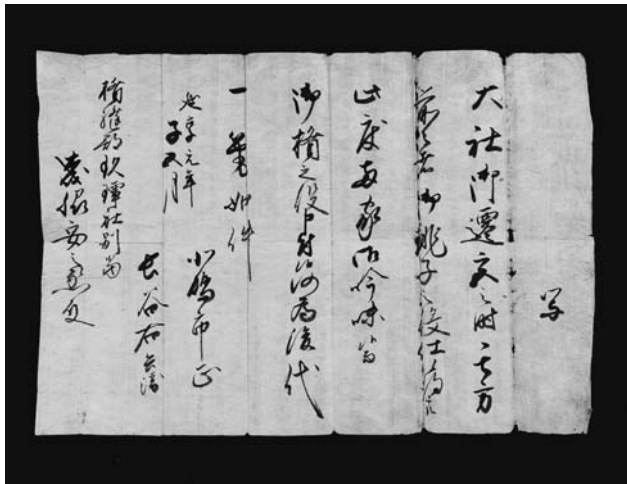
北嶋市正

子五月

長谷右兵衛

榑縫郡玖潭社別當

森脇安之丞殿



文書⑬

覚

延享年□
大社御造宮之節、玖潭社^{素鵝社}御内殿被遣、依
願書を以、被願出候二付、準先規素鵝社
内殿、久潭社内殿二被遣之候、尤寛文年中
大社御造宮之節古材木被遣候趣、相見候得共、
此度準延享年之例、素鵝社御内殿被遣之候、
尔し定格之訳等申出、後來異論之間鋪儀、
被申出間鋪候、為後證、仍而如件

文化六年 巳 十月

長谷衛士(印)

佐草豊後(印)

神主

金築三好殿

別當

森脇市之進殿



文書⑭

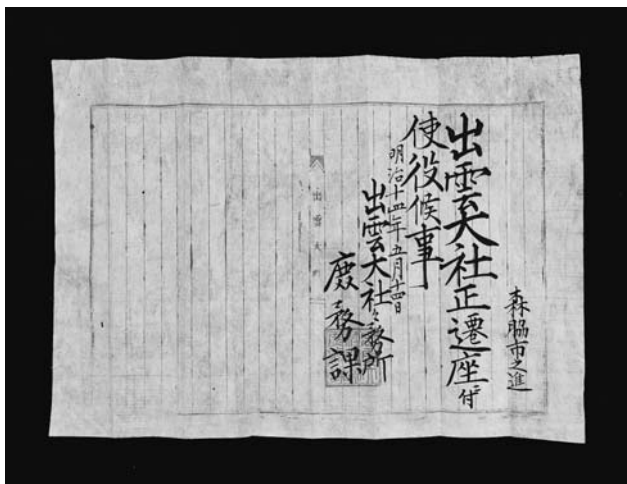
森脇市之進

出雲大社正遷座三付、
使役候事

明治十四年五月十四日

出雲大社々務所

庶務課(印)



覺

古神器古材木下賜に関する昭和十九年四月二十九日附提出の申請書並に昭和二十六年八月二十二日附提出の請願書につき調査いたしましたところ當社保存の古記録と全く相違ありません、因って當社との由縁廢絶せざる様、古例に準じ御神輿壹振及び御客座御神輿壹振を特にお渡しいたします

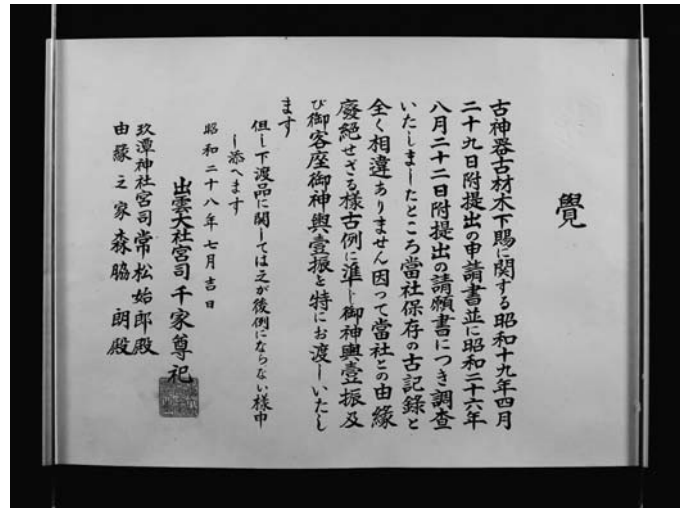
但し下渡品に関しては之が後例にならない様申し添へます

昭和二十八年七月吉日

出雲大社宮司 千家尊祀 (印)

玖潭神社宮司 常松始郎殿

由縁之家 森脇 朗殿



覺

古神器古材木下賜に関する昭和十九年四月二十九日附提出の申請書並に昭和二十六年八月二十二日附提出の請願書につき調査いたしましたところ當社保存の古記録と全く相違ありません、因って當社との由縁廢絶せざる様古例に準じ御神輿壹振及び御客座御神輿壹振を特にお渡しいたします

但し下渡品に関しては之が後例にならない様申し添へます

昭和二十八年七月吉日

出雲大社宮司 千家尊祀 (印)

玖潭神社宮司 常松始郎殿

由縁之家 森脇 朗殿

棟札① 玖潭神社 天文二十三年（一五五四）棟札

【表面】

檀那禪日寺・長乗寺・森脇治部左衛門・同与□郎・河瀬右京・美把又衛門・山助ノ三郎左衛門・同藤左衛門・鐘擣源六・白井与兵□^(衛カ) 各々
 奉勸進修造雲州楯縫群玖潭之社御器奉獻、意趣^者現世安穩後生善處之故、本願神主鐘擣源左衛門尉宗近、天文廿三天^{寅甲}四月吉日
 全美上三郎左衛門・平井五郎右衛門・同四郎左衛門・同六郎右衛門・中嶋^(マ)神左衛門・松本与三兵衛・川越弥四郎・彦次郎 敬白

【裏面】

(記載なし)



棟札② 玖潭神社 寛文九年（一六六九）棟札

【表面】

無上靈宝神道加持
 御郡奉行祝弥次右門^(マ) 本願森脇仁右衛門
 于^マ時寛文九年
 美把又右衛門 三嶋茂左衛門 山根助左衛門
 奉^(衛カ)奇立五社太明神一字 宮野弥右衛門
 御代官福見久三郎 神主金築兵部
 十貳之氏子息^災延命・壽命長遠 守護
 三元三行三妙加持
 下郡三嶋楮兵衛 庄屋河瀬吉左衛門
 平井庄三郎 土江吉助 太工近藤仁兵衛
 西^己貳月吉日

【裏面】

金築内藏太夫
 末次町
 嶋根郡松江住人 落合宗右衛門
 神門郡杵築 住人
 千家方社人中村 成相五郎兵衛



棟札③ 玖潭神社 延宝八年（一六八〇）棟札

【表面】

宮柱太敷立高天 菅延寶第八之歳
奉造立 五社太明神 御社一字 司官 金築氏采女正藤原宅次
原七知木高知天 庚申三月仲十三日 河瀬九良右衛門 平井宗助 土江吉右衛門 森脇甚左衛門
森脇仁右衛門 三嶋茂左衛門 美把庄兵衛 山根五兵衛 大工森脇左次右衛門

【裏面】

地下十二之氏子 仰冀 子孫繁榮 壽福増遠 耕作茂成 牛馬堅固 如此恐_{（美）}慎白



棟札④ 玖潭神社 享保二十年（一七三五）棟札

【表面】

宮柱太敷立高天 社司金築外衛定延 遷師河瀬權少重延 森脇安之丞_{（美）} 三嶋千吉 三輪文右衛門 山根惣右衛門
奉上葺伍社大明神社一字 國君松平幸千代丸 庄屋三嶋平右衛門 大工森脇安之丞_{（美）}
原七千木高知_{（豆）} 下郡小豆澤與八郎 年寄山根市右衛門 地下中十二之氏子敬白 木挽森脇治兵衛
組頭岡喜右衛門 河瀬太良右衛門 平井利兵衛 土江傳左衛門 森脇兵右衛門

【裏面】

天長地改社頭康榮 皆享保二十年
乙卯仲冬廿五日 欽唱



棟札⑤ 玖潭神社 延享五年（一七四八）棟札

【表面】

宮柱太敷立高天乃
 社司金築友治
 遷師河瀬重衛
 庄屋三嶋平右衛門
 三嶋千吉
 三輪文右衛門
 山根安兵衛
 森脇兵右衛門
 土江七良衛門

奉建立玖潭神社一字 國君松平性（註） 地下十二之氏子
 下郡小豆澤林右衛門 年寄三嶋三右衛門
 組頭喜右衛門 河瀬吉右衛門
 平井利兵衛

原七木高知（註）

【裏面】

宣延享五年
 天長地久社頭康栄
 太工恩田平右衛門（註） 敬
 白
 戊辰卯月三日



棟札⑥ 玖潭神社 文化九年（一八一二）棟札

【表面】

下津岩根仁宮柱太敷立
社奉行 朝比奈猪兵衛 下郡細木甚六 庄屋細木覺太
奉修覆 玖潭神社一字 國君松平出羽守源齊恒公 遷師幣頭河瀬奎頭藤原範重 地下十二之氏子 龔言
郡奉行 国府眞藏 後職同姓帶刀藤原定經
高天原千木高知互 神主金築美好藤原賀渡
代官 香西長右衛門 組頭玉木平左衛門 年寄三嶋定三郎
同 細木文次

【裏面】

于時文化九龍次
森脇勘左衛門 森脇林左衛門 川村忠左衛門 川瀬辰三郎 森脇門兵衛
三輪与次右衛門 西尾新右衛門 同名惣八 三嶋恵左衛門 同名甚之助
森脇嘉助 平井善十 川瀬定右衛門 同名定三郎 同名廣三郎
西尾和三郎 同名勝三郎 三嶋安三郎 同名金藏 同名太三郎
平井柳右衛門 森脇茂助 同名林助 土江夫藏 同名安左衛門
川村五良兵衛 西尾与茂三郎 三嶋山之助 同名政十 同名新兵衛
同名兵十 森脇忠藏 同名經次郎 三嶋千三郎 同名新兵衛
森脇六左衛門 同名清八 同名四方兵衛 山根市右衛門 同名勘右衛門
同名覚三郎 同名門藏 同名太藏 同名利八
三輪惣兵衛 同名太藏 土江惣十 順序次第不同
木挽 川村忠左衛門
敬白



棟札⑦ 玖潭神社 明治十六年(一八八三) 棟札

【表面】

記内
 久多美社 郡長 根岸千夫
 戸長 福田喜三右工門
 平井爲左工門
 森脇薫三郎
 森脇八四郎
 山根與一右工門
 三島市郎右工門
 土江政四郎
 森脇市右工門

奉脩繕式内玖潭神社 縣令從五位境二郎
出雲大社由縁之古祖所持家也
 遷宮周旋 謹認

記内
 同久多美社 祠官 少講義河瀬左芳
 合祭 霹靂社 西々郡十族十四世也
 用係 森脇幾四郎

【裏面】

壹番邸 拾壹番邸 貳拾貳番邸
 土江長四郎 三嶋德四郎 森脇爲四郎
 三嶋長助 三嶋嘉一郎 森脇祐四郎
 三嶋金之助 土江市兵衛 森脇太一郎
 三嶋市郎右工門 土江政四郎 森脇佐一郎
 三嶋喜代助 土江松四郎 森脇虎次郎
 三嶋喜左工門 山根與一右工門 森脇平四郎
 土江茂十 山根市郎兵衛 森脇七牛
 土江傳之助 山根愛助 森脇八四郎
 河瀬八藏 森脇仁三郎 森脇嘉一郎
 三嶋柳兵衛 森脇作四郎 森脇銀藏
 森脇柳藏 三輪長藏

三拾三番邸 四拾四番邸 五拾五番邸
 西尾庄市 平井爲左工門 金築虎之進
 平井夫左工門 森脇善次郎 森脇德四郎
 平井爲左工門 平井源右工門 平井豊助
 河村和四郎 西尾藤太郎 河瀬良助
 河村善市 森脇源四郎 三嶋忠之助
 三輪瀧藏 森脇市右工門 三嶋林兵衛
 森脇米太郎 森脇辨次郎 土江懷訓
 平井佐一郎 森脇幾四郎 森脇薰三郎
 森脇廣藏 河村庄之助 河村安太郎
 西尾儀三郎 河村安太郎

大教主大教正從四位千家尊福
 茲時明治十六年癸未五月九日 陰曆四月三日也

出雲大社 宮司 從五位千家尊紀
 權宮司從五位北島 孝

山根愛助
 平井爲左工門
 森脇薫三郎
 森脇八四郎
 山根與一右工門
 三島市郎右工門
 土江政四郎
 森脇市右工門

山根愛助
 平井爲左工門
 森脇薫三郎
 森脇八四郎
 山根與一右工門
 三島市郎右工門
 土江政四郎
 森脇市右工門

謹認



棟札⑩ 玖潭神社 昭和二十二年（一九四七）棟札

【表面】

出雲大社縁故家 森脇朗 久多見
三島與一郎 森脇甚次郎
土江 徹 東福
山根 誠 川島定之助
山根儀一郎 屋根方 川島庫光
森脇 朗 久多見
森脇元次郎 森脇米市
森脇義勇

神社本廳統理鷹司信輔
奉^{本殿}上^尊玖潭神社一字 宮司常松始郎 氏子総代

出雲大社宮司千家尊統

謹誌

【裏面】

昭和二十二年四月三日
天 壤 無 窮 皇 祚 萬 歳

棟札⑭ 八坂神社 明治十六年（一八八三）棟札

【表面】

明治十六年 戸長 福田喜三右工門
奉再建八坂神社 祠官少講義 河瀬左芳
四月九日 用係 森脇幾四郎

【裏面】

森脇八四郎 平井爲左工門
山根與一右工門 土江政四郎
森脇薰三郎 山根愛助
三嶋市郎右工門 森脇市右工門

村中氏子



棟札⑮ 天満宮 昭和二十九年(一九五四) 棟札

【表面】

神社本廳統理 鷹司信輔

遷宮委員長 平井萬三郎(保久屋)

責任役員 土江 徹(大工屋)

奉造替大満宮一字 宮司 常松始郎

工事主任 森脇 朗 (岩塚)

責任役員 三島新助(新屋敷) 大工 土江義憲 敬白

出雲大社宮司 千家尊祀

工事副主任 森脇正夫 (荒神前)

責任役員 森脇義勇(西新在)

【裏面】

昭和貳拾九年壹月拾九日地鎮祭

下津磐根尔宮柱太敷立豆

高天原尔千木高知豆

天下泰平氏子榮昌

昭和貳拾九年四月 貳 日正遷宮

棟札⑯ 金刀比羅神社 昭和二十九年(一九五四) 棟札

【表面】

神社本廳統理 鷹司信輔

遷宮委員長 平井萬三郎(保久屋)

責任役員 土江 徹(大工屋)

奉造替金刀比羅神社一字 宮司 常松始郎

工事主任 森脇 朗 (岩塚)

責任役員 三島新助(新屋敷) 大工 土江義憲

出雲大社宮司 千家尊祀

工事副主任 森脇正夫 (荒神前)

責任役員 森脇義勇(西新在)

【裏面】

昭和貳拾九年壹月拾九日假殿遷座

下津磐根宮柱太敷立豆

高天原尔千木高知豆

天下泰平氏子榮昌

昭和貳拾九年四月初貳日本殿遷座

